

市町村の指定を受けて介護予防支援を実施する指定居宅介護支援事業者に対する地域包括支援センターの一定の関与

令和6年度の介護保険法一部改正により、指定居宅介護支援事業者が市町村の指定を受けて介護予防支援を実施する場合の事務手続きとして、市町村及び地域包括支援センターの「一定の関与」（介護保険法第115条の30の2）が設けられ、市町村において「介護予防サービス計画の検証」（介護保険法第115条の45）を行うことが規定されました。そのため、介護予防支援を実施する指定居宅介護支援事業者は、担当している被保険者について、市町村及び地域包括支援センターと情報を共有する必要があります。

本市では、介護保険法第115条の46および同法第115条の47の規定により、地域包括支援センターの設置・運営を委託し、その委託された地域包括支援センターが包括的支援事業を実施することとなっていることから、地域包括支援センターの「一定の関与」を以下のとおりとしますので、担当エリアの地域包括支援センターと適宜連絡を取り合いながらの対応をお願いします。

①『利用者基本情報』及び『介護予防サービス計画書』を提出する

介護予防サービス計画検証のため**必要があるときは情報の提供を求めることができる**
【介護保険法第115条の30の2第1項】

- ➡担当している被保険者の情報を担当エリアの地域包括支援センターへ提出する。
※提出頻度は、新規作成時及び更新時（最低でも年1回）とし、地域包括支援センターが支援状況を把握できるようにする。
- ※提出のタイミングは、必ずしも、サービス担当者会議以前である必要はない。
- ※介護予防サービス計画の終了時にも情報提供を行う。

②必要時、提出された『介護予防サービス計画書』の内容の助言を受ける

介護予防支援の適切・有効な実施のため**必要があるときは助言を求めることができる**
【介護保険法第115条の30の2第2項】

包括的・継続的ケアマネジメント支援業務に「介護予防サービス計画の検証」を追加
【介護保険法第115条の45第2項】

- ➡地域包括支援センターが、自立支援・重度化防止に資するプラン作成となっているか内容確認を行うため、地域包括支援センターから連絡があった場合には助言を受ける。
※必要と判断される場合に限る。
- ➡指定居宅介護支援事業者は、必要に応じて計画等を修正する。

③介護予防サービス計画書の質的向上を目的とした事例検討会、研修等に参加する

介護予防支援の適切・有効な実施のため**必要があるときは助言を求めることができる**
【介護保険法第115条の30の2第2項】

- ➡宮崎市もしくは地域包括支援センターが開催する自立支援型介護予防ケアマネジメントに関する研修会等に参加する。
- ➡地域ケア会議（自立支援型地域ケア会議・地域ケア個別会議）の見学や事例提出により、介護予防支援の質的向上に努める。
※自立支援型地域ケア会議の日程は、宮崎市公式ホームページに掲載。